

1 幼児教育・保育無償化の概要

(1) 趣旨

幼児教育・保育無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10月1日から開始されたものです。

(2) 開始時期

令和元年10月1日

(3) 対象、無償化額

○幼稚園、保育園（所）、認定こども園を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。（新制度未移行幼稚園については、月額上限25,700円です。）

○無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

※幼稚園及び認定こども園（1号）については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。

○0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、預かり保育、認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター）、企業主導型保育、就学前の障害児の発達支援も同様に無償化の対象となります。

種別	対象者 (満3歳児以外は、 4月1日時点の年齢)	無償化 上限額(月額)	無償化の対象となるための 「保育の必要性の認定」 ※月64時間以上の就労等		
新制度未移行幼稚園	満3歳児	25,700円	不要		
	3～5歳児				
新制度移行幼稚園(1号)	満3歳児	全額	不要		
	3～5歳児				
認定こども園(1号)	満3歳児		不要 (既に2号、3号を認定済み)		
	3～5歳児				
認定こども園(2・3号) 保育園(所) 小規模保育 事業所内保育 家庭的保育 (2・3号)	住民税非課税世帯の 0～2歳児			必要 (新2号、新3号)	
	3～5歳児				
預かり保育(1号)	住民税非課税世帯の 満3歳児	16,300円			必要 (新2号、新3号)
	3～5歳児	11,300円			
【認可外保育施設等】 ①認可外保育施設 ②一時預かり ③病児保育 ④ファミリー・サポート・センター	住民税非課税世帯の 0～2歳児	4種別合わせて 42,000円	必要 (新2号、新3号)		
	3～5歳児	4種別合わせて 37,000円			
企業主導型保育 (2・3号)	住民税非課税世帯の 0～2歳児	補助要綱の規定額		不要 (既に2号、3号を認定済み)	
	3～5歳児				

施設等利用
給付認定
(新1号)

教育・保育
給付認定
(1号、2号、3号)
【現行と無償化
後で変更なし】

施設等利用
給付認定
(新2号、新3号)

施設等利用給付認定

無償化の対象で、かつ、新制度未移行幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用する場合の給付認定です。教育・保育・年齢に応じ、新1号、新2号、新3号と呼びます。なお、保育必要量の認定（標準、短時間）はありません。また、支給認定証は交付せず、認定内容を保護者に通知します。

(4) 無償化対象者への通知

新規で無償化の対象となる場合については、市から4月頃（随時入所の場合は随時送付）に送付する「保育料無償のお知らせ」にて、無償化対象であることを通知します。継続で無償化となる場合（3歳クラスから4歳クラスに上がる等）については、改めての通知は行いません。

新制度未移行幼稚園：新1号+新2号（新3号）
 新制度移行幼稚園：1号+新2号（新3号）
 認定こども園（1号）：1号+新2号（新3号）

(5) 他種別との併給

種別	他の幼稚園、認定こども園 保育園、地域型保育事業、 企業主導型保育事業	預かり保育	認可外保育施設等(※2) (認可外保育施設、 一時預かり、病児保育 ファミリー・サポート・センター)	就学前の障害児 の発達支援 (※4)(※5)
新制度未移行幼稚園	× 併給不可	月11,300円まで 無償(※1)	幼稚園、認定こども園が十分な預かり 保育を実施していない場合(※3)	○ 併給可能
新制度移行幼稚園			↓ 月(11,300(※1)-預かり保育無償化分)円 まで無償	
認定こども園(1号)		× 併給不可		
認定こども園(2・3号)				
保育園				
小規模保育事業				
事業所内保育事業				
家庭的保育事業				
企業主導型保育事業				

※1 住民税非課税世帯の満3歳児は月16,300円まで無償

※2 認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター）のみの利用は、4種別合わせて月37,000円まで無償（住民税非課税世帯の0～2歳児は月42,000円まで）

※3 十分な預かり保育：教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上かつ年間開所日数200日以上

※4 就学前の障害児の発達支援：児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※5 認可外保育施設等（上限あり）と就学前の障害児の発達支援（無償）との併給も可

(6) 無償化の対象外となる事業

延長保育、子育て短期支援事業は無償化の対象外となります。

(7) 無償化の対象外となる経費

通園送迎費、食材料費、行事費、入園料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての第3子以降の子供たちについては、副食費（おかず、おやつ、牛乳、お茶等）の費用が免除されます。（免除に係る給付費の加算があります。）

給食費の詳細は、[資料2「幼児教育・保育無償化に伴う給食費の取扱いについて」](#)を参照してください。

2 保育の必要性の認定（預かり保育、一時預かり等は必要）

預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用して、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」（新2号・新3号）を受ける必要があります。

※一時預かりの「保育の必要性の認定」については、資料「【一時預かり事業】無償化に伴って必要とされる事務」を参照してください。

新制度移行幼稚園、認定こども園、保育園、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育を利用している方は、入所の際に「保育の必要性の認定」を受けているので、新たに認定を受ける必要はありません。

なお、給付認定後に家庭の状況等に変更がある場合は、認定の変更手続きが必要となります。

▽保育の必要性の要件（保護者及び18歳以上65歳未満（認定月初日）の同居人）と認定期間

※内容は2号、3号と新2号、新3号で同じです。

事由	要件	認定期間
1. 就労	1か月において、月64時間以上労働している場合 ※休憩時間を含めて計算します。なお、通勤時間は除きます。	左の状態が継続すると見込まれる期間
2. 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合	出産予定月とその前後2か月の計5か月 （多胎妊娠の場合は、出産予定月の前4か月、 出産予定月、後2か月の計7か月）
3. 保護者の疾病・障害	病気やけが、あるいは心身に障害がある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
4. 親族等の介護・看護	その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に障害のある親族がおり、長期にわたってその介護・看護にあたる場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
5. 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失ったり破損したりして、その復旧に当たる場合	災害復旧が完了すると見込まれる期間
6. 求職中（起業準備を含む）	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	3か月（★）
7. 就学・職業訓練	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合	卒業予定日又は修了予定日が属する月の月末まで

★ 認定開始月の翌々月の末日時点で一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、認定期間が終了となります。

3 確認事務（預かり保育、一時預かり等は必要）

施設等利用給付を実施する観点から、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査を行います。市は、対象施設等から確認申請を受け、無償化の対象として「確認」したことを公表（公示）します。

確認は、対象施設等が所在する自治体が確認を行い、他の自治体においても効力を有します。

※一時預かりの確認事務については、資料「【一時預かり事業】無償化に伴って必要とされる事務」を参照してください。

種別	確認
新制度未移行幼稚園	不要(※1)
新制度移行幼稚園、認定こども園、保育園(所)、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育	不要(※2)
預かり保育	必要
認可外保育施設、一時預かり病児保育、ファミリー・サポート・センター	必要

(※1)新制度未移行幼稚園は、確認を行ったとみなすが、一定の書類提出は必要

(※2)認可の際に、特定教育・保育施設の確認を実施済み。

4 請求事務（預かり保育、一時預かり等は必要）

預かり保育、一時預かり等は、保護者による利用料無償化の請求が必要です。

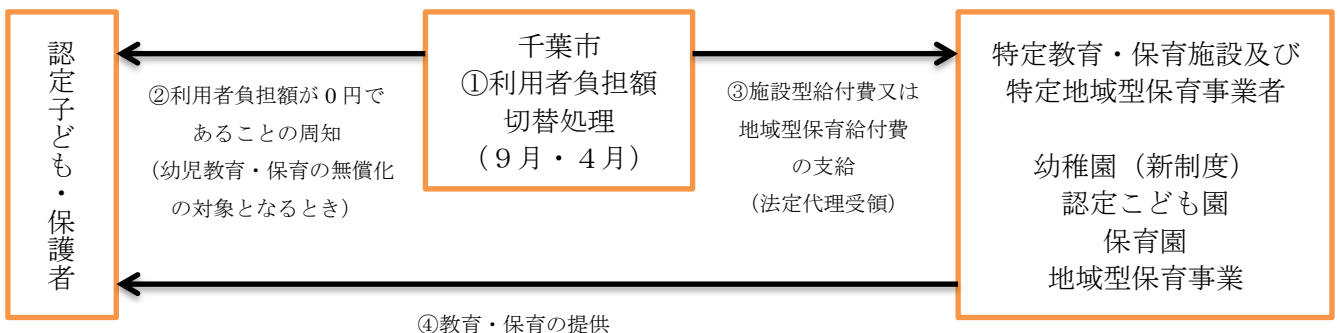
新制度移行幼稚園、認定こども園、保育園、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育を利用している場合、保護者による利用料無償化の請求は不要です。

※一時預かりの請求事務は資料「【一時預かり事業】無償化に伴って必要とされる事務」を参照してください。

種別	保護者による利用料無償化請求
新制度未移行幼稚園	必要(園が代理受領)
新制度移行幼稚園、認定こども園、保育園(所)、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育	不要
預かり保育	必要(償還払い)
認可外保育施設、一時預かり病児保育、ファミリー・サポート・センター	必要(償還払い)

保育園などの無償化実施方法

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（新制度移行幼稚園、認定こども園、保育園、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育）においては、子ども・子育て支援法で定める利用者負担額を0円とすることで、幼児教育・保育の無償化を実施することになります。（保護者からの請求は必要ありません。）



5 預かり保育について（幼稚園、認定こども園 1 号の在園児を対象） 教育時間終了後の保育

（1）無償化対象額

- ・ 3 歳児～5 歳児は、月額 11,300 円まで無償（住民税非課税世帯の満 3 歳児は月額 16,300 円まで無償）
- ・ 利用日数×日額単価（450 円）で月ごとに個人の支給限度額を計算
- ・ 利用料と支給限度額を比較して低い方を支給

利用料①	利用日数②	上限額③ (450円×②)	無償化対象④ (①と③の低い方)	保護者負担額 (①-④)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

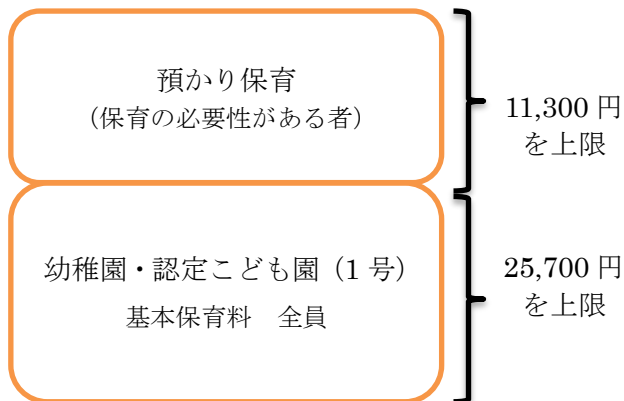
※利用料は保育料のみとし、給食費等を除いた金額としてください。

（2）認可外保育施設等との併給について

預かり保育の実施時間等が少ない場合（下記②）は、認可外保育施設等も無償化の対象となります。

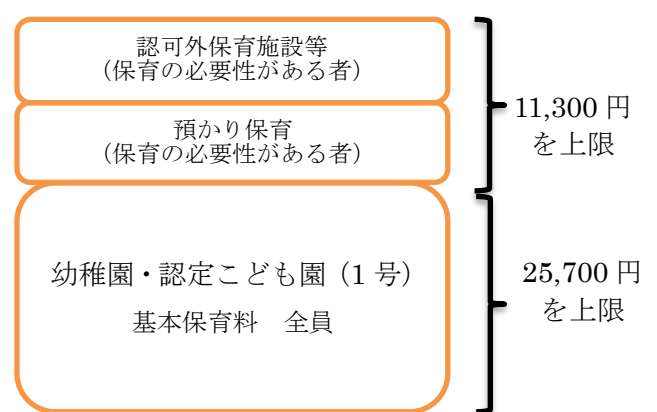
①預かり保育の実施時間等が十分な（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間以上かつ年間開所日数が 200 日以上）場合

→認可外保育施設等は無償化の対象とならない。



②預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満）場合

→認可外保育施設等も一定の範囲※で無償化の対象となる。
※（11,300－預かり保育無償化対象分）円



※住民税非課税世帯の満 3 歳児は、16,300 円を上限

※11,300 円：認可保育所の利用料の全国平均額（3 歳以上児：月額 37,000 円）と幼稚園等の無償化上限額（月額 25,700 円）との差額

※16,300 円：認可保育所の利用料の全国平均額（3 歳未満児：月額 42,000 円）と幼稚園等の無償化上限額（月額 25,700 円）との差額

6 一時預かりについて

(1) 無償化の対象者について

「保育の必要性の認定」を受けた3歳以上児（全世帯）は月額3.7万円まで、3歳未満児（住民税非課税世帯）は月額4.2万円までの保育料が無償化の対象となります。

(注1) 年齢計算は4月1日時点

(注2) 以下の4事業合わせて月額3.7万円（または4.2万円）までが無償化の対象となります。

①一時預かり事業②認可外保育施設③病児保育事業④ファミリー・サポート・センター事業

(2) 副食費については無償化の対象外となり、保護者の負担になります。

不定期利用

		利用料		
			副食費	無償化対象経費
3歳以上児	1日利用	1,200円	園で定める額	利用料－副食費
	半日利用	600円	園で定める額	利用料－副食費
3歳未満児	1日利用	2,200円	園で定める額	利用料－副食費
	半日利用	1,100円	園で定める額	利用料－副食費

定期利用

		利用料		
			副食費	無償化対象経費
3歳以上児	週3日利用	13,500円	園で定める額	利用料－副食費
	週2日利用	9,400円	園で定める額	利用料－副食費
3歳未満児	週3日利用	26,100円	園で定める額	利用料－副食費
	週2日利用	18,300円	園で定める額	利用料－副食費

7 その他

(1) 千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の制定

幼児教育・保育無償化は、制度開始後5年間は国の定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない認可外保育施設も無償化の対象としていますが、地域の実情により、条例で無償化対象範囲を国の定める基準を満たす施設に限ることが可能とされています。

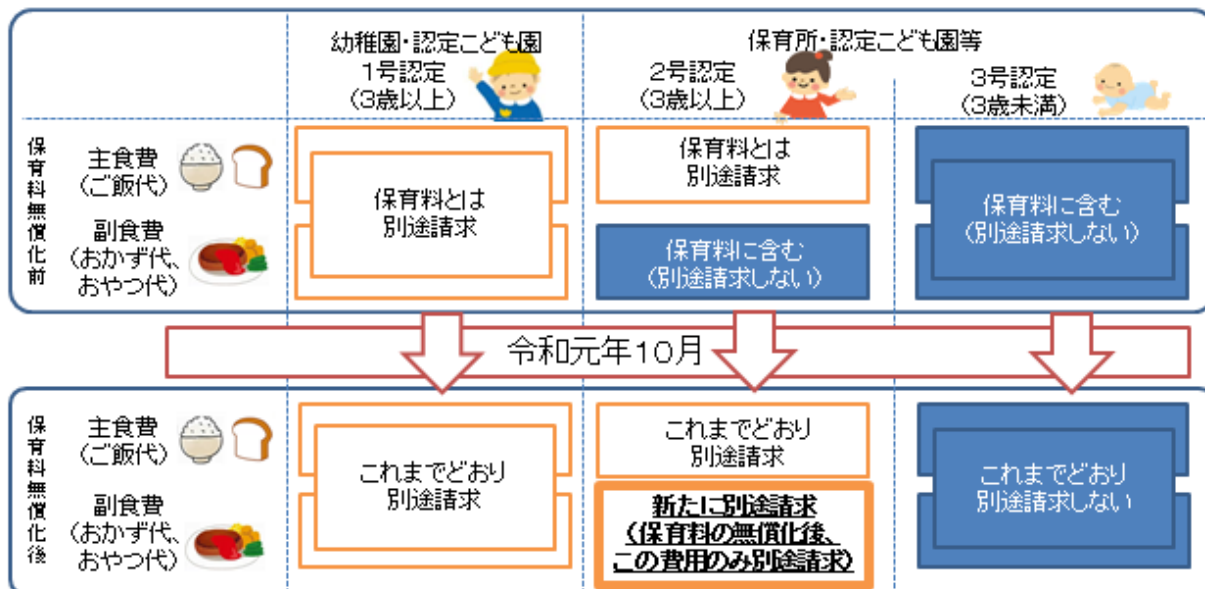
そこで本市においては、保育の質を確保するため、認可外保育施設の無償化対象範囲を、制度開始後1年後から国の定める基準を満たす施設に限定する条例を制定しました。

幼児教育・保育無償化に伴う給食費の取扱いについて

1 無償化制度前後の主食費、副食費（1号、2号、3号児童）

2号児童の副食費は、無償化制度前は保育料に含まれていました。制度開始後は、2号児童の保護者から副食費（＝副食材料費）を実費徴収することとなります。（例：副食費が4,500円の場合、4,500円を徴収します。副食費が5,500円の場合、5,500円を徴収します。）

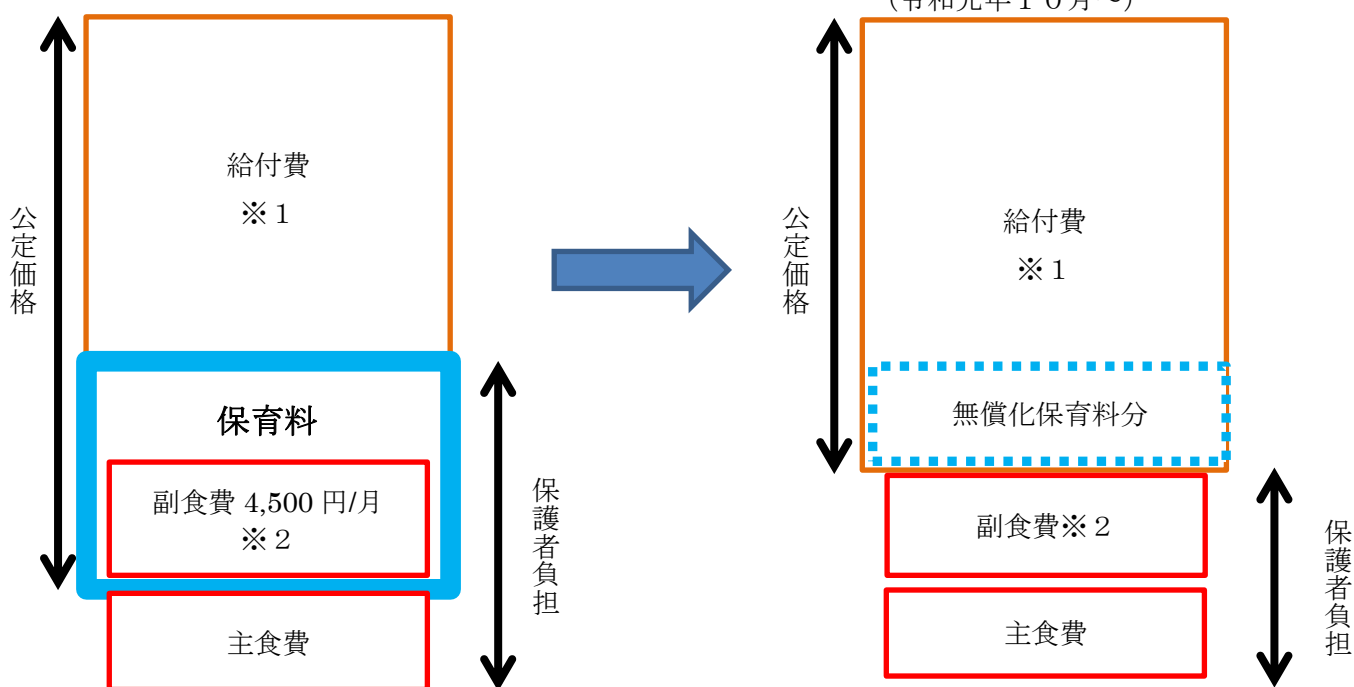
1号児童と3号児童は、現行の取扱いと変更ありません。



2 公定価格、保育料、食材料費の関係（2号児童） ※副食費免除対象者以外

<現行>

<無償化制度開始後>
(令和元年10月～)



※1 給付費には、調理に係る人件費や光熱水費等が含まれています。（副食費は食材料費のみ。）

※2 公定価格には、1人当たり4,500円/月の副食費（＝副食材料費）が含まれています。

(保護者負担の考え方)

主食費・副食費は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の負担となります。

3 給食にかかる費用の内訳 (1・2号児童)

人件費・光熱水費 その他経費	}	給付費で支給 (民間保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園、地域型保育事業所)
副食材料費 (=副食費)		保護者から徴収可能 ※おかず、おやつ、牛乳、お茶等
主食材料費 (=主食費)		保護者から徴収可能 ※ごはん、パン、めん等

4 徴収に係る留意事項

(1) 主食費、副食費のそれぞれの徴収額は全児童均一としてください。アレルギー除去食などの特別食を提供する場合も、他の子どもと同じ徴収額としてください。

(2) 月途中の退園や入園等の場合は、日割り計算を行うこととしてください。日割り計算の実施の有無も運営規程や重要事項説明書等に記載してください。

(3) 配食準備に計画的に反映することが可能な場合(長期入院など)は、徴収額の減額を、1か月単位で行うこととしてください。

(例: 計画的に反映できる期間が継続して35日の場合、1か月分は必ず減額してください。35日分を減額しても可)

5 副食費免除

(1) 免除対象者(※免除対象者一覧を毎月、市から園に送付します。)

① 年収約360万円未満相当世帯

② 第3子以降児童のうち同時入所要件を満たす児童

(※) 年収約360万円未満相当世帯の場合は、同時入所要件が撤廃されます。

副食費の多子カウントは、下記の扱いとなります。

	第1号認定子ども	第2・3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数(別居・別生計含む)	
年収360万円以上相当(※)	小学校第3学年修了前(同一世帯のみ)	小学校就学前(同一世帯内のみ)

(※) 同時入所要件の対象施設は以下のとおり。

1号・・・小学校、認定こども園、幼稚園、保育所、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援等

2・3号・・・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

(2) 副食費徴収免除加算(対象児童1人あたり)

※経費との比較は行いません。

ア 第1号認定子ども 月額: 225円×各月の給食実施日数

利用子どもの全てに副食の全てを提供する日(以下「給食実施日」という。)があり(※)、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子どもに副食の全てを提供する日がある施設に加算する。

(※) 副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設（事業所）が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、施設（事業所）の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする。

イ 第2号認定子ども 月額：4,500円

(3) 副食費免除対象の保護者への差額徴収

副食材料費と給付費加算額との差額分について保護者から徴収することはできません。

例えば、5,000円の副食材料費がかかっている場合、給付費加算額（4,500円）との差額500円を保護者から徴収することはできません。なお、無償化前の2号児童の副食費（全階層）についても、公定価格（4,500円）との差額分を徴収できない定めとなっており、4,500円を超える分は園の皆様にご負担いただいていたました。

6 保護者からの同意取得

主食費、副食費の金額の根拠と実費徴収することについて、事前に保護者へ書面（※運営規程、重要事項説明書等）で説明する必要があります。また、説明した内容について同意（書面による同意は必要ありません。）を得る必要があります。

- ①保護者への説明・・・必ず書面で行ってください。
- ②保護者からの同意・・・書面でなくても可です。

※運営規程や重要事項説明書のひな型は、別途送付します。

7 公立保育所の副食費

公立保育所の副食費代（2号）として、1人あたりの実費相当額である月額5,160円を徴収しています。

<担当>

千葉市幼保運営課

電話：043-245-5726 管理班（制度全般、給食費（公立・民間）に係ること）
043-245-5729 助成第1班（制度全般、給食費（民間）、一時預かりに係ること）
043-245-5735 助成第2班（制度全般、給食費加算等、預かり保育、認可外保育施設に係ること）

FAX：043-245-5894

メール：une~~i~~.CFE@city.chiba.lg.jp

幼児教育・保育無償化に係る質問回答(幼稚園、認定こども園、保育園、地域型保育)【第2版】 千葉市幼保運営課

※回答欄に出てくる「国FAQ」とは、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」のことです。

また、下記①～③は、国が発出している主な資料となります。クリックしてもページが移動しない場合は、グーグル等の検索ワード欄にアドレスを貼り付けて検索してください。

- ①幼児教育・保育無償化に関するFAQ(2020年3月5日版) https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyoubuka/pdf/faq_20200305.pdf
- ②幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取扱いについて(令和元年5月30日都道府県説明会資料) <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r010530/pdf/s23.pdf>
- ③幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取り扱いの変更について(令和元年6月27日内閣府・厚生労働省通知) https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r010627/shokuzaihi_henkou.pdf

また、市のホームページに、「事業者向け説明会資料」及び「保育の必要性の認定の手続について」を掲載しています。

■幼児教育・保育の無償化について(事業所向け) <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/musyoubukasetumeikaisiryou.html>

■幼児教育・保育の無償化に伴う保育の必要性の認定の手続きについて <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/musyoubukasikyuuunintei.html>

No	項目	質問	回答
1	給食費	副食費の範囲はどこまでか。	園が徴収する副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含みます。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱水費は含みません。(国FAQ12-22 174)
2	給食費	副食費の徴収方法、滞納したときの対策は。	副食費を徴収する際は、金額、金額の根拠、徴収日、特別な扱い等を文書により事前に保護者へ説明し、同意(文書でなくても可)を得る必要があります。 滞納に関しましては、これまでも市の条例により、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費などの徴収事務を認めており、滞納が発生した場合は園が対応してきたものであることから、副食費についても同様の取扱いとするものであります。(滞納は国FAQ185要約) 本市においては、市民への周知等を通して、支払の理解促進に努める協力をしてまいります。
3	給食費	除去食の為、弁当対応の園児への副食費の説明はどうするか。	家庭から弁当を持参しており、園が食事を全く提供していない場合は、副食費を徴収しないこととなります。
4	給食費	弁当を持参しているため、おかずは提供していないが、おやつや牛乳は提供している。保護者からおやつ代や牛乳代を徴収してよいか。	おやつ代や牛乳代を徴収しても構いません。360万円未満相当世帯や全世帯の第3子以降の子供についても徴収して構いません。なお、副食費徴収免除加算の対象とはなりません。(修正)副食費免除となりますので徴収できません。(おかずを提供せず、おやつ、牛乳、お茶等だけを提供する場合でも、月額4,500円の給付費加算が適用されるかは園に確認中です。 ⇒ミルク給食のみの実施の場合には加算の対象とはなりません。(国FAQ7月31日版) また、おやつやお茶のみの場合の提供も同様に加算の対象とはなりません。また、免除対象者から徴収することはできません。(園に電話で確認済みです。)

No	項目	質問	回答
5	給食費	<p>①幼児の主食、副食などの保護者負担をお願いする場合に、その価格と積算根拠については徴収額として施行前に保護者に文書等で伝え保護者承認の必要があるのか。</p> <p>②また、法人として理事会などの議題承認が必要なのか。</p> <p>③そして、今年度の重要説明事項の取扱いについては途中入園者から記載の必要があるのか。</p>	<p>①お見込のとおりです。なお、保護者同意(承認)に関しては、文書によらない方法でも可です。(例:文書により保護者へ説明し、「意見がある場合には〇月△日までに園へお申し出ください。」として、意見が無い場合には同意を得たものとするなど。)</p> <p>②必ずしも必要ではありませんが、法人理事会での議題承認を得る方法が好ましいと考えます。</p> <p>③既存の入園者(2号児童)においても、副食費徴収の方法が変わりますので、重要事項説明書などの書面により保護者へ説明する必要があります。</p>
6	給食費	<p>自園調理と外部搬入で経費は違う。また、外部搬入業者も食数で単価が若干違う中で、市で単価や基準といった目安は出すのか。市内の園の平均値を出してもらえないか。</p>	<p>自園調理や外部搬入の経費の基準及び市内の園の給食費の平均値を算出する予定はございませんが、公立保育所の副食費(2号)は、月額5,160円を徴収する方向で検討を進めています。また、現行の公定価格に含まれている副食費は月額4,500円となっていますので、参考にしてください。</p>
7	給食費	<p>教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になり、副食費の園による徴収月額がこれを超える場合に、免除対象者からは超過分を徴収できないということだが、超過分については園が負担することとなるのか。</p>	<p>保育所等において、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、園の運営費の中から捻出していると考えられます。したがって、幼児教育・保育の無償化実施後、副食費免除対象者分について、新たに創設する加算による月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、これまでと同様に園の運営費の中から捻出していただきたいと考えています。(国FAQ181)</p>
8	給食費	<p>副食費の園による徴収に伴う事務費補助はあるのか。</p>	<p>これまで園において実施していただいた徴収事務の中で実施するものであることから、事務費補助金制度を設ける予定はございません。(国FAQ12-28要約 484)</p>
9	給食費	<p>保育園などは360万円未満相当世帯及び全ての階層の第3子以降の子供たちの副食費が免除されるが、預かり保育、一時預かり、認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センターはどうか。</p>	<p>預かり保育、一時預かり、認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センターにおいては、副食費に対する低所得者負担軽減策はありません。(国FAQ12-79 475)</p>
10	給食費	<p>預かり保育、一時預かりの給食費の扱いはどうなるのか。</p>	<p>【預かり保育】(3～5歳児、住民税非課税世帯の満3歳児) 各園で定める利用料に給食費が含まれている場合は、利用料から給食費を引いた額が保育に係る料金となります。保護者へ渡す領収証には、保育に係る料金と給食費の金額を分けて記入してください。</p> <p>【一時預かり】(3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児) 民間も公立も市の要綱で定める利用料を保護者から徴収していますが、その利用料には副食費も含まれていますので、利用料から副食費を除いた額が、保育に係る料金となります。保護者へ渡す領収証には、保育に係る料金と副食費の金額を分けて記入してください。 (午前の利用は、利用料におかず代が、午後の利用は、利用料におやつ代が含まれています。)</p>

No	項目	質問	回答
11	給食費	公立保育所における副食費(月額5,160円)の積算根拠は。	千葉市公立保育所・公立認定こども園における食材料費については、1食あたり、おかず代193円、おやつ代65円となっており、副食費として、合計258円です。給食提供日が週5日、月4週のため、258円×20日＝5,160円と計算しています。過去の実績を元に計算した額です。なお、金額は、9月議会の議決を経て正式決定となります。議決後に改めて皆様へお知らせします。
12	給食費	公立保育所における長期的な欠席の場合における扱いは。	あらかじめ長期間(土日祝日等を含み1か月以上)にわたり登所しないことが分かっているときは、4開所日前までに保護者から保育所に申請をしていただきます。配食準備に計画的に反映することが可能な場合のみ、徴収額の免除を行うこととし、遡り申請は不可とします。(申請から4開所日目を初日として長期欠席期間のカウント) 登所しない期間に応じて、以下の副食費の減免を予定しています。 (例)登所しない期間 30日以上60日未満 → 1か月分の副食費の免除 60日以上90日未満 → 2か月分の副食費の免除 「千葉市給食費減免要綱(仮称)」で規定する予定です。「千葉市副食費の徴収等に関する要綱」で規定しております。
13	給食費	公立保育所の長期的な欠席の理由について、どのような場合に給食費の減免を認めるか。また、4開所日までに保育所へ欠席を連絡する必要があるのはなぜか。	公立保育所の給食費の減免において、長期的な欠席の理由は問いません。 また、4開所日までに欠席を連絡する必要がある理由は、食材の契約において、給食提供の3日前までに市から業者に連絡する必要があるためです。(3開所日前では、連絡を受けた時間によっては業者と連絡が取れないことがあるため、4開所日前で設定)
14	給食費	副食費について、一律に月4,500円とするなど、統一的な扱いを市が決めることはできるか。	副食費の徴収額については、それぞれの園において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなりますので、献立等の提供内容を勘案せずに単純に一律の金額を決めることはできません。なお、関係団体等も同様に、一律に金額を決めることはできません。(国FAQ12-41 192-5)
15	給食費	月途中の退園や入園等以外の場合は、徴収額の減額を1か月単位で行うこととされているが、園の判断で日割り計算を行うことは可能か。	徴収額の減額は、原則的には1か月単位ですが、日割り計算を行うことは可能です。(1週間単位、10日間単位での計算も可能です。)
16	給食費	毎月の副食費の金額を変更することは可能か。	毎月の副食費の金額を変更することは可能です。(公立保育所では、年度12か月間を固定する方向で検討しています。) ただし、金額の根拠について、事前に保護者へ書面で説明する必要があるほか、説明した内容について同意(書面による同意は必要ない。)を得る必要があります。
17	給食費	副食費の金額を半月単位とすることは可能か。	可能です。
18	給食費	3歳以上児と3歳未満児の副食材料を一括して購入している場合、実費徴収の範囲をどのように考えればいいのか。	平均的な食事の人数や提供量を考慮して按分するなど、合理的な方法によって算定していただければ問題ありません。 (国FAQ12-16 171-3)
19	給食費	副食費徴収を口座振替で行う場合、その取扱い手数料については、園が保護者から徴収して構わないか。	保護者の同意があれば、保護者から徴収可能です。(国FAQ12-51 192-12)

No	項目	質問	回答
20	給食費	副食費を徴収する場合、重要事項説明書以外に別途文書で説明が必要か。	金額の根拠と実費徴収することについて、事前に保護者へ重要事項説明書の内容を抜粋する等、書面で説明する必要があるほか、説明した内容について同意(書面による同意は必要ないです。)を得る必要があります。
21	給食費	1号と2号で食数が異なるが、副食費の金額を1号と2号で揃える必要があるか。	1号児童と2号児童で給食の提供日数が違う場合は、金額を揃える必要はないです。ただし、同じ認定児童内の徴収金額は同一にする必要があります。
22	給食費	給食費について、毎月の収支報告は必要か。監査や巡回指導において確認するのか。	毎月の収支報告は必要ありません。監査や巡回指導においての取扱いは検討中です。実費徴収であることに鑑み、実費を大きく上回る徴収などについては行わないようにしてください。
23	給食費	副食費は今までは保育料の中で徴収していたことから毎日提供していたが、実費徴収になるにあたり、保護者から弁当を持参したいといわれた場合であっても副食費を提供しなければならないのか。	保護者からの申し出があれば、弁当持参でも問題ありません。
24	給食費	給食費に係る人件費、光熱水費等は公定価格に含まれるということだが、どのくらいの割合で含まれているのか。	申し訳ございませんが、国に問い合わせても「答えられない」との回答です。
25	給食費	「副食費免除の場合の給付費加算で、「第1号認定子ども 月額4,500円×(当該月における給食実施日数÷基準日数) ※給食実施日数は、子ども全員におかずを提供している体制をとっている日に限ります。」とあるが、「子ども全員におかずを提供している体制を取っている日」とは具体的にどういうことか。また、基準日数は国において検討中ということだったが、いつ頃決定されるのか。	「1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日と考えます。給食を提供できる体制が整っていれば、保護者が弁当持参を希望し、給食を利用しない子どもが少数出る場合も実施日に含まれます。 また、基準日数については、7月30日の国FAQIにおいても検討中であり、いつ決定されるかは未定です。
26	給食費	外部の業者に委託して食材確保・調理を行っている関係で、月途中入退園の連絡を事前にもらっていないと日割りできない。ルール上で例えば前月の10日までに届出が無いと全額徴収する等の取り決めは出来ないか。	園ごとの事情を考慮した扱いができるようにする予定です。(千葉市給食費減免要綱(仮称)で規定する予定です。)
27	給食費	外部搬入の場合、材料費は他の人件費と分けて徴収する必要があるとのことだったが、公立では詳細に切り分けて算出するのか。公立保育所で徴収している給食費にも人件費が含まれているのではないか。	公立保育所が徴収する給食費に、食材料費以外の経費(人件費等)は含まれていません。

No	項目	質問	回答
28	給食費	外部搬入の場合、材料費は他の人件費と分けて徴収する必要があるとのことだったが、このような話は国や市から業者等に周知されているのか。	一定規模の業者であれば、国の制度として対応が必要と認識していると思われませんが、国が周知しているとは聞いていません。 また、市から業者に対して周知は行っていません。 お手数をおかけしますが、各園から業者の方に周知・相談をしていただきたいと思います。
29	給食費	—新制度未移行幼稚園における補足給付事業の資料に、「外部搬入業者が副食費相当額を提示できない場合等に、一律230円/食とすることができる。」旨の記載があるが、認定子ども園等においても同様に考えてよいか。	—国に確認したところ、認定子ども園等においても、そのような対応は可能とのことですが、230円/食は決定した金額ではなく、今後改めて示されるそうです。国からの通知がありましたら、認定子ども園の皆様には参考としてお知らせします。
30	保育認定定員	1号+新2号となった方から、来年度2号になりたい、と申し出があった場合、2号認定は必要なのか、また園として必ず受け入れを行わなければならないのか。	1号から2号の切り替えについては、これまでどおり園に確認の上、変更手続きを区こども家庭課で行う必要があります。
31	無償化額	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化上限額の根拠は。 (3～5歳児 37,000円、0～2歳児(住民税非課税世帯) 42,000円)	認可保育所における保育料の全国平均額が無償化の上限額となっています。
32	無償化額	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)の無償化上限額の根拠は。	未移行幼稚園の保育料は各園による自由価格であり、新制度に移行した幼稚園との公平性の観点から、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の上限である月額25,700円(国基準)が、無償化の上限額となっています。
33	無償化額	預かり保育の無償化上限額の根拠は。 (3～5歳児 月額113,000円、満3歳児(住民税非課税世帯) 月額16,300円)	保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額37,000円)から、幼稚園保育料の無償化上限額(月額25,700円)を差し引いた額(月額11,300円)が預かり保育事業(認定子ども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)の無償化上限額となります。(国FAQ2-5 32) 満3歳児は、3歳未満児の全国平均額42,000円と25,700円との差額16,300円が上限額となります。
34	利用者負担額	副食費を徴収することになるが、無償化制度開始後に、利用者負担額が増える世帯はあるのか。	副食費が免除とならない世帯で、現行の最も低い保育料は8,650円(D3※階層の保育短時間第二子)ですので、副食費がこの金額を超えない限り、保護者の負担が増えることはありません。(参考:現行の公定価格に含まれている副食費は4,500円。)
35	保護者対応	保育料無償化に係る幼稚園・保育園の事務手続き等で、保護者への説明会の実施や対応の必要があるのか、また、無償化における事務負担が増えるのか。	新制度移行幼稚園、認定子ども園、保育園いずれも本体料金の無償化については、手続きは不要です。 保育園における副食費については実費徴収となるため、徴収に係る手続きが増えます。 幼稚園、認定子ども園、保育園において預かり保育、一時預かりを実施している場合は、確認申請・支給認定に係る手続き等が増えます。 以上の事務手続きの増加に伴い、適宜保護者への説明会等の対応が必要と考えられます。

No	項目	質問	回答
36	保護者対応	<p>保護者への周知(通常保育)のスケジュールは。</p> <p>※預かり保育、一時預かりは、それぞれの資料をご確認ください。</p>	<p>ー通常保育における保護者への周知スケジュールは以下のとおりです。</p> <p>①7月19日頃 園から保護者へ「給食費の取扱いのお知らせ(3～5歳)」を配布 (事前に園へお渡しする資料です。7月19日頃に、市から園へ配付依頼のメールをしますので、メールを確認後に保護者へ配布してください。)</p> <p>②7月～9月末 園が保護者へ給食費徴収の方法が変わることを文書で説明。保護者から同意(文書でなくても可)取得。</p> <p>③8月下旬頃 市から保護者へ「保育料決定通知書」、「幼児教育・保育無償化のご案内」を送付 (平成31年4月の保育料決定通知書を送付した際に、3歳以上の保育料が無償となる旨お知らせしています。)</p> <p>④9月頃 市から対象保護者へ「副食費免除対象のお知らせ(仮称)」(※通知名称検討中)を送付</p> <p>⑤9月頃 市から園へ「副食費免除対象者一覧(仮称)」(※通知名称検討中)を送付</p>
37	無償化対象期間	<p>幼稚園や認定こども園の無償化対象期間を満3歳からとする理由は。</p>	<p>①学校教育法上、満3歳(3歳になった日)から入園できることとされている、②満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い、③現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む)。ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)からが施設等利用給付の対象となります。(国FAQ4-5 53)</p>
38	給付費単価表	<p>保育料無償化に伴い給付費が上がると思うが、新しい給付費単価表はいつ頃示されるのか。</p>	<p>国に確認したところ、8月中に示す予定とのこと。</p>
39	延長保育	<p>保育短時間認定の場合の延長保育料は無償化になるのか。</p>	<p>保育短時間認定の場合の延長保育料は無償化の対象とはならないです。就労等の状況により、保育標準時間認定を受けることができる場合は、認定の変更申請を行うよう案内してください。</p>
40	休日保育	<p>休日保育については、政府の働き方改革の中で保護者の利用状況も多様化している。そのような状況下で、利用する保護者の利用回数が企業の繁忙期や介護等の理由により、所属する保育園の保育実施日と加算して週6日を超えて休日保育を利用した場合には、一時的であっても超過した保育料については無償化の対象とならないのか。また、超過分については徴収が必要なのか。または、超過利用はできないのかご指導ください。</p>	<p>休日保育につきましては、週6日の保育を順守していただくよう運用してきているところでございます。無償化となりましても、従来通りの運用を想定しています。</p> <p>そのため、仮に週6日を超えた場合であっても、他の週で1日利用を減らす等の調整を行う等の対応を行うため料金の徴収はございません。</p> <p>休日保育利用の保護者様におかれましては、制度の趣旨を説明しご納得したうえでご利用されるよう周知等を行ってまいります。</p>